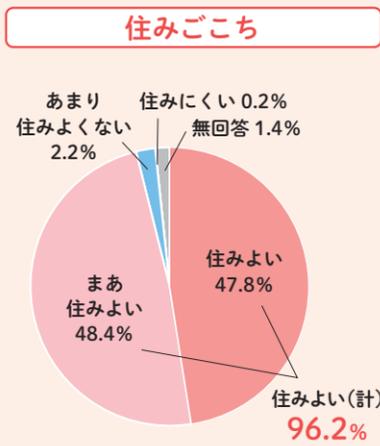


区民意識意向調査の主な結果を紹介

区政運営の基礎資料とするため、毎年度、区民意識意向調査を行っています。昨年7月に行った **問合せ** 広聴担当係☎5984-4501 調査の結果を一部紹介します。

90%以上の方が住みよいと感じています



- ### 住みよいと感じるところ
- (複数回答。上位3項目)
- 1位 (51.3%) 治安が比較的よい
 - 2位 (49.2%) みどりが豊かで環境がよい
 - 3位 (45.5%) 買い物がしやすい

都市インフラの整備に最も力を入れてほしいと考えています

- ### 特に力を入れてほしい施策
- (複数回答。上位5項目)
- 1位 (28.7%) 鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備
 - 2位 (19.3%) 子育て支援
 - 3位 (18.9%) 医療環境の充実
 - 4位 (18.4%) 高齢者福祉
 - 5位 (18.1%) 駅周辺のまちづくり



調査結果をご覧になれます

▶**閲覧場所**:区民事務所(練馬を除く)、地区区民館(西大泉を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、青少年館、学校教育支援センター、男女共同参画センターえーる、区民情報ひろば(区役所西庁舎10階。3月16日(月)から同北庁舎1階) ※区HPでもご覧になれます。



医療費・介護サービス費 自己負担限度額を超えた額を支給します

同一世帯(※)で医療費と介護サービス費の両方で自己負担があった場合、世帯の所得により自己負担の限度額が決められています。年間(8月～翌年7月分)で限度額を超えた場合は、超えた額が高額介護合算療養費などとして支給されます。加入している医療保険に申請してください。

※令和7年7月31日現在、同じ医療保険に加入している方のみを指します。

対象

6年8月1日～7年7月31日に医療保険と介護保険の両方で自己負担のあった世帯

加入している保険により申請手続きが異なります

〈対象期間を通して同じ保険に加入していた世帯〉

①国民健康保険	3月中に区から申請書を送付します
②後期高齢者医療制度	3月中に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します
③社会保険・共済組合・国民健康保険組合	7年7月31日現在、加入している医療保険へお問い合わせください ※申請時に、介護保険自己負担額証明書が必要となります。

〈対象期間内に加入していた医療保険が変わった世帯〉

7年7月31日現在、加入している医療保険へお問い合わせください。

支給額の計算式

$$\text{医療保険と介護保険の自己負担の合計額} - \text{高額療養費や高額介護サービス費など} - \text{対象世帯の負担限度額(右表参照)} = \text{支給額}$$

※保険適用外の診療やサービス(差額ベッド・食事代など)は除きます。
 ※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に支払った医療費が2万1000円未満のものは除きます。
 ※支給額が500円以下の場合、支給対象外です。

70歳未満の方

7年7月現在の所得区分	世帯の負担限度額(年額)
901万円超(※)	212万円
600万円超～901万円以下(※)	141万円
210万円超～600万円以下(※)	67万円
210万円以下(※)	60万円
世帯全員が住民税非課税	34万円

※国民健康保険加入者全員の5年中の総所得金額などから住民税基礎控除額(43万円)を差し引いた金額の合計。

70歳以上の方

7年7月現在の所得区分	世帯の負担限度額(年額)
現役並み所得Ⅲ(690万円以上)	212万円
現役並み所得Ⅱ(380万円以上)	141万円
現役並み所得Ⅰ(145万円以上)	67万円
一般	56万円
住民税非課税Ⅱ	31万円
住民税非課税Ⅰ	19万円

- ・現役並み所得Ⅰ～Ⅲ…70歳以上で住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者がいる世帯
- ・住民税非課税Ⅱ…世帯全員が住民税非課税
- ・住民税非課税Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下(年金収入額80万円以下など)
- ・一般…上記以外の世帯

世帯の負担限度額

①国民健康保険	こくほ給付係☎5984-4553
②後期高齢者医療制度	後期高齢者資格係☎5984-4587
③社会保険・共済組合・国民健康保険組合	加入している医療保険 ※介護保険自己負担額証明書については、介護保険課給付係☎5984-4591。

黙とうをささげましょう **問合せ** 総務係☎5984-2600

東京都平和の日 3月10日(火)午後2時
 東京大空襲をはじめ、戦災で亡くなられた方々のご冥福を祈り、世界の恒久平和の実現を願って、1分間の黙とうをささげましょう。

東日本大震災 3月11日(水)午後2時46分
 東日本大震災により犠牲になられた方々のご冥福と被災地の復興を祈り、1分間の黙とうをささげましょう。

東京都平和の日記念行事 東京空襲資料展

戦時中や戦後の生活が分かる資料を展示するほか、戦争体験者が当時の経験を語る映像も上映します。☒ 3月6日(金)～12日(木)午前10時～午後6時(10日を除く) **場**大泉学園ゆめりあギャラリー **申**当日会場へ **問**東京都生活文化局文化振興部記念行事担当☎5000-7230